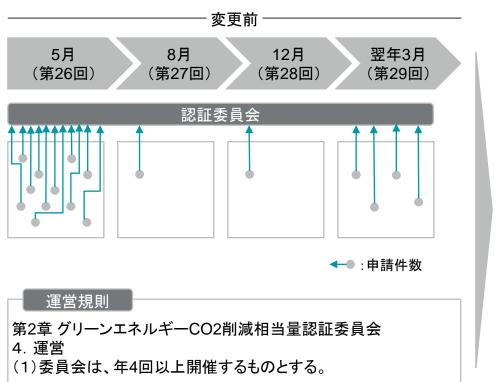
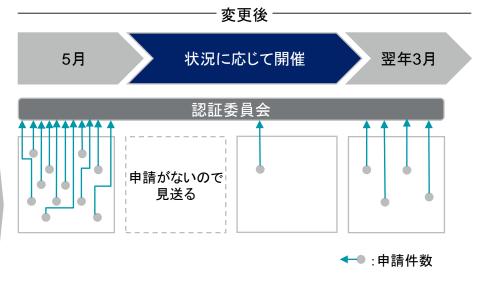
委員会開催回数の変更について

【委員会開催回数の変更について】 申請件数の偏りから、委員会回数を柔軟な対応を可能とするよう変更

- 過年度の認定・認証・配分に関する申請件数を鑑みると、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 に利用するケースが多いことから、**償却期限の直前の委員会に集中(例年は5月の委員会)**
- 一方で、他の時期の委員会においては、過年度より申請件数が数件しかないことが多数。また、第27回の委員会についても配分実績の変更のみである。
- よって、現状年4回以上開催としている認証委員会について、申請の実態に即し、会議開催の制限を年2回以上開催 (本年度は3回想定)とし柔軟な対応を可能とするのはどうか。
- 従来通り、認定・認証・配分に関する申請がある場合には、委員会は随時開催するものとする。





運営規則(改定案)

第2章 グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会 4. 運営

(1)委員会は、年2回以上開催するものとする。